重要事項説明書（指定居宅介護支援）

＜令和8年7月28日現在＞

この居宅介護支援重要事項説明書は、ご利用者様が当法人の居宅介護支援を受けられるに際し、あらかじめご利用者様やそのご家族に対し、当事業所の運営規程の概要や勤務体制、その他重要事項を記載したものです。ご利用者様にこの文書を交付して、ご説明申し上げることは事業者の義務として法令上規定されています。

１　当法人の概要

名　称	医療法人　王慈会
所在地	〒711-0906　岡山県倉敷市児島下の町5丁目2番17号
電話番号	086-474-0111（代表）
代表者	理事長　胡谷　直
事業内容	通所リハビリテーション、通所介護、訪問リハビリテーション、介護医療院、短期入所療養介護（介護医療院）、居宅療養管理指導、訪問看護、居宅介護支援、

２　事業の目的

別途定める指定居宅介護支援事業所運営規程により、医療法人王慈会が開設するおうじ介護相談室が行う指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

３　運営の方針

（1）　本事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立し、かつ生きがいのある日常生活を営むことができるように配慮して行う。

（2）　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。

（3）　常に利用者の立場にたって、利用者の意思及び人格を最大限尊重し、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類、特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公正、中立に行う。公正中立の確保を図る観点から前６か月間に作成したケアプランにおける各サービスの利用割合、同一事業者によって提供されたものの割合の説明を行う。
　当事業所の各事業所の利用状況は別紙のとおりである。

（4）　本事業の運営にあたっては、倉敷市を含む市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努める。

（5）　市町村より訪問調査の依頼・委託については積極的に協力し、受託する。

（6）　事業所は自ら提供した指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図る。

４　当事業所が提供するサービスについての相談窓口

・電話：086-436-7004

・担当：足利　美代　（管理者）　　＊ご不明な点は、何でもおたずねください

５　居宅介護支援事業（おうじ介護相談室）の概要

（1）居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	おうじ介護相談室
所在地	岡山県倉敷市児島下の町３丁目８－５４フォーレス２１　１０１
電話番号	０８６－４３６－７００４
ＦＡＸ番号	０８６－４５４－７２３３
介護保険指定番号	居宅介護支援　（倉敷市指定　第3370207593号）
サービスを提供する地域	倉敷市

＊上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください

（2）当事業所の職員体制

職　名	常　勤	業　務　内　容
管理者	１名	事業所の従事者及び業務の管理を一元的に行う
介護支援専門員	２名以上	指定居宅介護支援の提供にあたる

＊管理者は介護支援専門員と兼務

（3）営業時間

月曜・火曜・水曜・木曜・金曜・土曜	午前8時30分～午後17時30分

（4）営業日等

営業日	月曜・火曜・水曜・木曜・金曜・土曜
休業日	日曜および年末年始の12月31日～1月3日

６　居宅介護支援申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

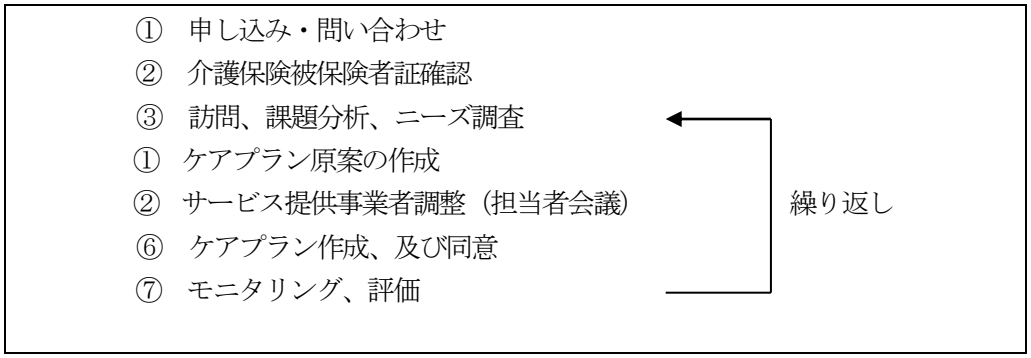

７　利用料金

（1）サービス利用料

要介護認定を受けられた方は介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

＊保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、１ヶ月につき下記の金額を負担いただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日倉敷市等市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

① 居宅介護支援利用料（1ヶ月あたり）

	要介護 1･2	要介護 3･4･5	介護支援専門員１人あたりの担当件数
Ⅰ	10860円	14110円	45件未満の部分（条件を満たせば45件未満）
Ⅱ	5440円	7040円	45件以上の場合で45件以上60件未満の部分
Ⅲ	3260円	4220円	60件以上の場合で60件以上の部分

② 運営基準減算に該当する場合（算定基準あり）の居宅介護支援利用料（1ヶ月あたり）

	要介護 1･2	要介護 3･4･5
２ヶ月未満	上記金額の50/100	上記金額の50/100
２ヶ月以上継続している場合	0円	0円

① 料金が加算される場合があります。

加算名	金額
通院時情報連携加算	500円
初回加算（算定基準あり）	3000円
入院時情報連携加算Ⅰ（算定基準あり）	2500円
入院時情報連携加算Ⅱ（算定基準あり）	2000円
退院、退所加算（Ⅰ）イ（算定基準あり）	4500円
退院、退所加算（Ⅰ）ロ（算定基準あり）	6000円
退院、退所加算（Ⅱ）イ（算定基準あり）	6000円
退院、退所加算（Ⅱ）ロ（算定基準あり）	7500円
退院、退所加算（Ⅲ）（算定基準あり）	9000円
特定事業所医療介護連携加算	1250円
緊急時等居宅カンファレンス加算（算定基準あり）	2000円
ターミナルケアマネジメント加算（算定基準あり）	4000円
特定事業所加算（Ⅰ）（算定基準あり）	5190円
特定事業所加算（Ⅱ）（算定基準あり）	4210円
特定事業所加算（Ⅲ）（算定基準あり）	3230円
特定事業所加算（A）（算定基準あり）	1140円
特定事業所集中減算	-2000円

（2）交通費

前記の５(１)サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。その他の地域の場合は、事前に利用者又はその家族の同意を得た上で次の料金をいただきます。

通常のサービス実施地域を超えた地点から、片道10キロメートル未満	230円
通常のサービス実施地域を超えた地点から、片道10キロメートル以上	350円
有料道路の利用	実費

（3）その他

料金が発生する場合は月ごとの精算とし、毎月15日までに前月分の請求を致しますので月末までにお支払いください。お支払い方法は現金集金もしくは中国銀行口座自動引き落としの中からご契約の際選べます。

8　サービス利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いします。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

（2）サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされればいつでも解約できます。

② 事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります。その場合は終了１ヶ月前までに文書で通知すると共に、他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。

・利用者様が要支援認定または自立と判定された場合
・利用者様が介護保険施設に入所された場合
・利用者様がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者様やご家族などが、当法人や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、またはお客様やご家族からの説明に虚偽の事実等が判明した場合には、文書で通知することにより、即座にサービスを終了する場合があります。

9　サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（2）介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、利用者様に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮いたします。

② お客様からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。
但し利用者様から特定の介護支援専門員の指名はできません。

（3）担当居宅サービス計画書作成者

介護支援専門員：　氏名：足利美代・福原奈穂・大中久美

１０　当事業所の居宅介護支援の特徴等

（1）居宅介護支援の実施概要等

利用者および家族のニーズ、利用者の課題分析については、介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみに行わず、要介護者等の有する課題を客観的に抽出するための合理的手法として全国社会福祉協議会「居宅サービス計画ガイドライン」を使用しますが、適宜資料を追加・変更して総合的に実施します。

（2）サービス利用のために

事項	有無	備考
調査(課題把握)の方法	○	原則として全社協居宅サービス計画ガイドラインを使用しますが、ご希望に応じて他の方法も可能です
介護支援専門員への研修の実施	○	研修会には積極的に参加し質の向上を図っています。事業所内での伝達講習も行います。

（3）公正中立な支援について

利用者と契約を締結するにあたり、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランを位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、また居宅サービス計画原案に位置付けた居宅サービス事業所の選定理由の説明をいつでも受けることができること等の説明を行い、利用者またはその家族が適切なサービスの選択が行えるよう支援します。

１１　サービス内容に関する苦情

（1）当事業所お客さま相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

おうじ介護相談室	電話番号	086 － 436 － 7004
	FAX番号	０８６－４５４－７２３３
	担当者	足利　美代(管理者)
	対応時間	８：３０～１７：３０ (日曜、年末年始は除く)

（2）その他の窓口

倉敷市介護保険課	所在地	倉敷市西中新田640番地
	電話番号	086 － 426 － 3343
	FAX番号	086 － 421 － 4417
	対応時間	8:30 ～ 17:15 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)

岡山県国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地	岡山市北区桑田町17番5号
	電話番号	086 － 223 － 8811
	FAX番号	086 － 223 － 9109
	対応時間	8:30 ～ 17:00 月～金曜日 （祝日、年末年始を除く）

（3）事故等

利用者に対する居宅介護支援の提供により万一事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償につき必要な措置を講じます。

１２ 「秘密保持」

（1）事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も同様です、

（2）事業者は利用者および家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、本人および家族の個人情報を用いません。

１３ 「介護サービス情報の公表」

平成18年度より「介護サービス情報の公表」制度が導入されました。
介護サービス利用者が、事業者の情報を比較・検討して、利用するサービスを適切に選択できるように支援することも目的としています。
各サービス事業所が提供するサービスの内容や運営状況に関する情報を公表しています。
岡山県介護サービス情報センターホームページで検索、閲覧できます。

１４ 「ハラスメント」

（1）事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよパワーハラスメント・カスタマーハラスメント・セクシャルハラスメント等のハラスメント行為の防止に向け取り組みます。

（2）事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等性的ないやがらせ行為
④長時間の拘束等の迷惑行為
⑤職員の写真や動画撮影、録音等の行為、それらを無断でSNS等に掲載する行為
上記は、当該職員、取引先事業者の方。ご利用者様及びその家族等が対象となります。

（3）ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。

（4）職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

（5）ハラスメントと判断された場合には、利用の中止・解約を含めた環境改善に対する必要な措置を講じます。また、悪質な場合、警察・弁護士・行為者に係る方への連絡・通報又は対応を依頼することがあります。